

警察庁組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章 長官官房</p> <p>（政策立案総括審議官）</p> <p>第二条 長官官房に、政策立案総括審議官一人を置く。</p> <p>2 政策立案総括審議官は、命を受け、所管行政に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。</p> <p>（審議官）</p> <p>第三条 長官官房に、審議官七人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（参事官）</p> <p>第五条 長官官房に、参事官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一章 長官官房</p> <p>（政策評価審議官）</p> <p>第二条 長官官房に、政策評価審議官一人を置く。</p> <p>2 政策評価審議官は、命を受け、所管行政に関する政策の評価に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。</p> <p>（審議官）</p> <p>第三条 長官官房に、審議官六人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（参事官）</p> <p>第五条 長官官房に、参事官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 （略）</p>

第二章 生活安全局

(生活安全企画課)

第十五条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 一〇 (略)

十一 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の施行に関すること

十二 一六 (略)

(少年課)

第十七条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

一 一七 (略)

八 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の施行に関すること。

九 (略)

(情報技術犯罪対策課)

第十九条 情報技術犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 一四 (略)

(削る。)

第二章 生活安全局

(生活安全企画課)

第十五条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 一〇 (略)

十一 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の施行に関すること
(情報技術犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)

十二 一六 (略)

(少年課)

第十七条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

一 一七 (略)

(新設)

八 (略)

(情報技術犯罪対策課)

第十九条 情報技術犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 一四 (略)

五 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の施行に関すること。

(削る。)

五| (略)

附 則

1| この政令は、警察法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

2| 第三条第一項の審議官(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものに限る。)のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

六| 古物営業法の施行に関すること(古物競りあつせん業に関することに限る。)

七| (略)

附 則

この政令は、警察法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

(新設)